

都市計画道路3・4・10放射7号線（栗原工区）
事業概要及び測量説明会の開催結果について

- 1 開催日 平成28年5月23日（月）、25日（水）
- 2 場所 新座市立栗原小学校 体育館
- 3 対象者 計画道路中心から30m範囲に土地を所有又はお住まいの方
- 4 内容 都市計画道路3・4・10放射7号線事業概要及び測量について

5 主な質疑応答

【事業概要・測量作業等】

- Q. 測量によって計画道路の位置が変わる恐れがあるのか。
- A. 大幅に変わる事はありません。しかし、路線測量の結果によって高低差が大きくなる箇所が確認された場合、側道を設ける可能性があります。その際には都市計画の変更が必要となります。
- Q. 掲示図面の方位が逆で分かりにくい。意図的に分かりにくく作っているのではないか。
- A. 都市計画図を拡大したものであり分かりにくくするといった意図はない。
- Q. 7年前に都市計画の変更があったがその後何も連絡がない。計画を進める当事者の責任としてどのように考えているのか。
- A. 本道路は埼玉県部分のみを造っても機能しない。東京都と時期を合わせて一体的に整備するために協議、調整を行っていた。
- Q. 東京都区間も含めて全線一気に開通させるのか。
- A. 道路は繋がらないと効果が得られません。現地の状況も踏まえ、より効果的な整備が行えるよう今後も東京都と協議を進めていきます。
- Q. 測量の際に立会は必要か。日時は決められるのか。
- A. こちらからご連絡させていただき、ご都合が良い日時を調整します。

【土地評価・物件調査等】

- Q. 用地買収は誰が担当するのか。土地評価はどのような方法で行うのか。
- A. 用地買収は埼玉県の職員が担当しますが、専門の補償コンサルタントに委託し、説明する制度もあります。土地評価は不動産鑑定士に業務を発注し、近隣の取引事例や基準価格等を参考に、形状や利用目的を考慮し個別に単価を決定する事になります。
- Q. 住んでいる所が賃貸である場合、賃貸契約者も補償の対象となるのか。
- A. 所有者と埼玉県が契約した同時期の退去であれば、引っ越し費用や同程度の権利金等を補償します。しかし、所有者と埼玉県の契約を待たずに自己都合で退去される場合は、補償の対象外となります。